

国土交通省告示第百七十七号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第十三条第二項第五号りただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを次のように定める。

平成十五年三月六日

国土交通大臣 林 寛子

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第十三条第二項第五号りただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、昇降機及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。